

31 監 第193号
31 建企 第651号
令和2年 1月23日

各 位

長崎県土木部監理課長

長崎県土木部建設企画課長

県内業者の営業所の取り扱いについて

このことについて、平成18年度から発注管内に主たる営業所を有する業者（以下「管内業者」という。）の入札参加機会の拡大に配慮し、制限付き一般競争入札等では、管内業者の少ない管内を除き管内業者のみを対象とし、県内業者で入札参加資格者名簿に登録された委任営業所（以下「受任営業所」という。）を対象としないようにしているところです。

しかしながら、受任営業所を開設しているものの中には、受任営業所管内地域での長期間の営業活動実績や県工事の受注実績があり、一定の雇用も確保しているなど、管内業者と同程度以上の能力を有しているものがあります。

このため、下記の要件を満たす受任営業所（以下「特認営業所」という。）については、地域に貢献していることが認められるため、当分の間、制限付き一般競争入札、指名競争入札における地域要件を満たすものとして取り扱うこととします。

なお、平成30年度から導入しております特認営業所の2段階区分（従来どおりの要件を満たすものを「特認B」、地元への密着度や貢献度が一層高い要件を満たし、管内業者により近い参加資格や評価を付与する「特認A」）は令和2年度においても継続いたします。

なお、令和2年度は、特認Bの本土地区における入札参加要件を5,000万円から7,000万円に引き上げることとしております。

記

1. 申請者の区分、条件(資格)、必要書類、申請時期

1) 申請者の区分

令和2年度においても、特認営業所を2段階に区分し、従来どおりの要件を満たすものを「特認B」、更なる地域への密着度や貢献度に着目したより高い要件を満たすものを「特認A」とする。

2) 申請者の条件(資格)

特認Bは次の①から④の全ての要件を満たすものとする。

- ① 平成31年4月1日時点で、営業所（主たる営業所を除く。）開設後、継続して10年以上を経過していること。

なお、少なくとも平成26年度以降は、継続して入札参加者名簿に登載された受任営業所であること。

さらに、商号又は名称を変更した場合や長崎県建設工事入札参加者格付要綱第8条に基づき消滅した法人の地位を承継し、当該消滅した法人の入札参加者名簿に登載された営業所を受任営業所とした場合は、継続しているものとみなす。

- ② 平成26年度以降に当該営業所が存する管内において、県が発注した土木一式工事を元請けとして施工した実績（随意契約は除く。）があること。

- ③ 当該特認営業所に、申請書の提出期限日時点（期限日を含む。）で20名以上が常時勤務し、うち10名以上は特認営業所が存する管内に在住していること。

なお、申請書の提出期限日以前（期限日を含む。）6ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。

- ④ 当該特認営業所に、申請書の提出期限日時点（期限日を含む。）で建設業法第15条第2号イ及び第26条第4項の両方を満たす技術者（業種は、土木事業に限る。）が5名以上勤務していること。

特認Aは、上記の①～④に加え、以下の要件を満たすものとする。

- ⑤ 上記①の要件である開設後の継続期間が50年以上を経過していること。

- ⑥ 上記③の要件にある10名以上の受任営業所が存する管内在住者のうち、

5名以上は、当該管内在住期間が18年以上であること。但し、長崎県離島留学制度を活用して管内に在住した者にあつては、その留学期間を含めて3年以上をもって上記の管内在住期間とする。

- ⑦ 上記④の要件を満たす5名の監理技術者となり得る技術者配置に加え、県発注工事に関し、専ら当該管内の工事に従事する一級の技術者を5名配置すること。(④の条件を満たす5名の監理技術者との重複は可とする)
- ⑧ 当該特認営業所が入居している社屋、及び土地について、申請者自らが所有していること。
- ⑨ 当該特認営業所が、当該管内の建設業協会に所属し、各振興局と各建設業協会支部との間で締結された災害支援協定のもとで、協定に基づく活動の備えがあること。

3) 申請に必要な書類

下記2.の工事に参加を希望するものは、次の①から④までの全ての書類を**2部**(1部は複写可能)提出すること。

- ① 申請書(様式1号)
作成し、押印すること。
- ② 当該特認営業所の営業活動を証する書類
 - (ア) 当該特認営業所の開設時期を確認できる登記簿等の写し又は同等の書類
 - (イ) 当該特認営業所の写真
- ③ 当該特認営業所の長崎県発注工事に係る元請け受注実績を証する書類
元請け工事の契約書の写し及び工事完成確認書の写し(土木一式工事が確認できること。)ただし、CORINSに登録されている場合は、CORINSの写しでも可とする。
- ④ 当該特認営業所の従業員、地元(県民)雇用を証する書類
 - (ア) 従業員の一覧表(様式2号。任意様式も可とする。)(20名分)
 - (イ) 住民票の写し(管内在住者10名分)
 - (ウ) 健康保険証の写し又は同等の書類(6ヶ月以上の雇用関係が確認できること。)(20名分)
 - (エ) 特認Aにあつては、管内在住者のうちでさらに、18年以上(長崎県離島留学制度の活用をしたものにあつては3年以上)の在住を証明する戸籍

の付票または、同等の書類（管内在住者5名分）

なお、1)④に該当する技術者は、上記（ア）～（エ）に加え、以下の書類を提出すること。（5名分）

（オ）土木工事業に係る国家資格者の資格者証の写し

（カ）土木工事業に係る監理技術者資格者証の写し

4) 申請の時期

令和2年1月27日（月）から2月14日（金）までの期間

但し、土日祝祭日を除く開庁日の10時から16時

5) 審査の期間

令和2年2月中旬(申請書提出後)～3月上旬の予定

なお、審査のため任意の日時に立ち入り調査を実施します。

2. 入札参加対象業者として認める場合の工事の範囲

特認Bについては、次の全ての条件に該当する工事

1) 対象とする入札方式

一般競争入札、指名競争入札による工事

2) 対象工事の種類

土木一式工事

3) 対象とする工事の金額

設計金額7千万円～3億円（本土地区）

設計金額3.5千万円～3億円(離島地区)

なお、令和2年度から本土地区の対象金額を、5千万円から7千万円に引上げるものとする。

4) 対象とする工事の発注期間

令和2年度に入札公告、指名通知を行う工事

5) 対象とする工事の場所

受任営業所が存在する各振興局の管内地域

特認Aについては、上記1)～5)の条件に該当する工事に加えて、3)の対象とする工事の金額が3.5千万円以上のものを加える。

※令和2年度においては、離島地区においての特認AとBに差はない。

3. 総合評価落札方式における入札参加者の評価について

- ① 特認A、Bともに、陸上工事で1億円以上の総合評価落札方式による入札において、加算点を付与するものとする。
- ② 特認Aについては、1億円未満の総合評価落札方式による入札において、加算点を付与するものとする。

4. 申請書の提出方法、提出先及び問い合わせ先

1) 提出方法

持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。提出期限内必着。）

2) 提出先及び問い合わせ先

各発注機関の建設部建設管理課

5. 入札参加承認申請を行なった者に対する通知等について

申請された内容を審査後、入札参加対象業者としての承認の可否については、審査した発注機関より文書により通知する。

6. 承認後、条件を満たさなくなった者の取り扱いについて

承認後、条件を満たさなくなった場合は、管内発注機関にその旨を届け出ること。承認後は、1. 2) ③及び④の条件中「申請書の提出期限日」は、「落札決定日」と読み替えるものとする。

管内発注機関は、届出により、条件を満たさないことを確認した場合は、文書により通知を行うものとし、該当者は、通知日以降に入札公告される該当工事への入札参加はできないものとする。

7. 虚偽の申請及び6の届出を行わなかったことが判明した者の取り扱いについて
指名停止措置を講ずるものとする。

8. その他

長崎県内の建設業者の合併等に係る特例要綱（平成17年9月15日制定）第5条第2項第1号に該当し、同条第4項第1号の期間に適合する受任営業所は除く。